

平成19年4月3日

猿田 佐世 殿

日本国憲法に関する調査特別委員長

中山 太郎

今般、本委員会における「日本国憲法の改正手続に関する法律案」及び「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案」についての公聴会に、公述人として御意見を述べたい旨のお申し出を頂きましたことにつきましては、公聴会開会の趣旨にかんがみ誠に有難く厚く御礼申し上げます。

公述人を選考いたしました結果、遺憾ながら貴意に添い得なかった次第でありますから、悪しからず御了承の程お願い申し上げます。